



子育て短期支援事業

■ 事業について

【目的】

保護者の疾病や、周囲に支援者がいない等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童福祉施設に一時的に保護することで、子育て家庭を支援します。

【内容】

- ・ショートステイ事業（短期入所生活援助事業）
- ・トワイライト事業（夜間養護等事業）

【対象者】

町に住民票がある児童であり、養育している保護者が次のいずれかの事由に該当する方

- (1) 疾病、育児疲れ、育児不安等の身体または精神上的の事由
- (2) 出産、看護、事故、災害、失踪などの家庭養育上の事由
- (3) 冠婚葬祭、転勤、出張などの社会的な事由

必要なお金		16万円	
費用の内訳		財源	
子育て短期支援事業	16万円	国のお金	4万円
		県のお金	4万円
		町のお金	8万円

